

第98回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年7月24日(木) 午後1時20分から午後2時45分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	欠席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	欠席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席	○	
12	竹内己良	欠席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席	○	
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について

(令和7年7月24日 午後1時20分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第98回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中15名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、岡本富博委員、竹内己良委員、嘉ノ海敏明委員、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚祐樹委員と竹内光明委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が9件提出されております。

1番です。

御立中八丁目の畑2筆□□□□につきて、平成16年以前から道路として利用されている」との申請です。

2番です。

西脇の畑2筆□□□□□□につきて、「昭和55年以前から山林となっている」との申請です。

3番です。

西脇の畑2筆□□□□□につきて、「昭和25年頃より住宅として利用している」との申請です。

4番です。

安富町名坂の畑□□□□につきまして、「平成16年以前から原野となっている」との申請です。

5番です。

安富町皆河の畑□□□□につきまして、「平成10年以前から住宅敷地の一部となっている」との申請です。

6番です。

夢前町宮置の畑2筆□□□□□□につきまして、「平成3年以前から住宅敷地の一部となっている」との申請です。

7番です。

香寺町恒屋の畑□□□□□□につきまして、「平成16年以前から農村公園として利用されている」との申請です。

8番です。

飾東町北山の畑2筆□□□□□□につきまして、「平成16年以前から宅地として利用されている」との申請です。

次に、追加資料をご覧ください。

9番です。

東延末の田□□□□□□□□□□につきまして、「昭和55年以前から中央卸売市場として利用し、現在は解体撤去工事中で更地となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P8）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

6番の案件でございますが、耕作面積に誤りがあり、□□□□□□□□□□□□□□□□修正をお願いいたします。

次に、7番の案件でございますが、申請者から申請地の一部について取下げがありました。□□□□□□□□□□□□□□□□削除をお願いいたします。これに伴い、耕作面積は□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□に変更となります。

それでは説明させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、28件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

所有権の移転が26件、使用貸借権の設定が2件で、市街化区域の案件が1番、5番、6番、8番、9番、24番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、12番が貸付地である外はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、4番が農地所有適格法人で

11番です。

林田町上伊勢の田、畑8筆□□□□□□につきまして、林田町上伊勢の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、まこも、露地野菜」となっております。なお、申請地に建っている農業用倉庫については、則29条確認願が同時に提出されています。

12番です。

林田町林谷の田□□□□□□につきまして、林田町林谷の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人が耕作しており、許可後の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

石倉の田□□□□□□につきまして、石倉の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

14番です。

刀出の田、畑4筆□□□□□□につきまして、六角の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

15番です。

安富町瀬川の田5筆□□□□□□につきまして、飾西の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

安富町塩野の田□□□□□□につきまして、安富町塩野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

安富町皆河の畑2筆□□□□□□につきまして、安富町皆河の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

18番です。

船津町の田2筆□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

19番です。

船津町の田□□□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□自治会から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

20番です。

船津町の田□□□□□□につきまして、野里月丘町の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹、ブルーベリー」となっております。

21番です。

豊富町豊富の田□□□□□□につきまして、豊富町豊富の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一農家台帳内での権利移動であるため、許可後の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。

22番です。

豊富町豊富の田2筆□□□□□□につきて、豊富町豊富の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。

23番です。

豊富町神谷の田4筆□□□□□□につきて、豊富町神谷の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹、水稲」となっております。

24番と25番です。

花田町勅旨の田□□□□につきて、花田町勅旨の□□□□□□と□□□□□□から「交換したい」との所有権移転の申請です。許可後の耕作面積に変動はありません。作付作物はどちらも「水稲」となっております。

26番です。

御国野町深志野の田□□□□□につきて、御国野町深志野の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

27番以降につきては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され農用地利用集積計画に基づく利用権設定が令和7年3月末をもって廃止されたことに伴う、終期を迎えた利用権からの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定が2件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

3番を除き、いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点が出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

新規農家の聞き取り調査の要不要は後に回して、まずは、全28件の許可相当の判断について、審議したいと思っております。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員

3番の譲受人は農業をやる気が感じられないが、どうなっているのか。

事務局

事情を説明します。□□□□□□が亡くなり遺言書が遺されました。そこに、妹である□□□□□□への不動産の遺贈として今回の申請地が記されました。法定相続人以外への特定遺贈であることから、この相続には農地法の許可が必要となるわけですが、行政書士に聞いたところ、□□□□□□は大阪にお住まいであり申請地で農業をする考えはなく相続する意思はないとのことです。遺言書では、農業委員会の許可が得られなかった場合は子である□□□□□□に相続させる、と続くので、この手続きのために、農業委員会の決定が欲しいとのことです。このことから、申請書には、農業をする考えはない旨の内容となっております。なお、子である□□□□□□が相続する場合は、法定相続人ですので農地法の許可は必要とはされません。

委員

19番は現所有者が自治会になっているが、農地所有適格法人以外が農地を所有できるのか。

事務局

たとえば、自治会や会社が、所有している雑種地を耕して農地化して地目を畑に変更すれば、自治会や会社が所有する農地はあり得ることにはなります。

今回のケースは、登記簿を見てみますと、地目は、田のままですね、登記の原

でございます。お配りしております参考資料（中間管理）も併せてご覧ください。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただくこととなります。この度の権利設定は、全体として、新規の使用貸借権の設定が「144件、258筆、266, 715㎡」、使用貸借権の再設定が「270件、515筆、689, 206㎡」、合計「414件、773筆、955, 921㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。27番と28番が□□□□の案件、175番から208番が□□□□□□□□□□□□の案件、245番から300番が□□□□□□□□□□□□□□□□の案件、315番から344番が□□□□□□□□□□□□□□□□の案件、となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の設定が「86件、152筆、171, 328㎡」、再設定の設定が「212件、379筆、470, 257㎡」、合計「298件、531筆、641, 585㎡」の計画となっております。

利用権の設定を受ける者のうち1番から8番の□□□□□□□□につまましては、現在の耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会におきましては、「すでに対象地で営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

その他に、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につままして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、北西部地区農政協議会の意見では、聞き取り調査は必要なし、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各 委 員 ……。

議 長 特にないようですので、それでは、聞き取り調査を省略する、ということで、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、聞き取り調査を省略することとします。

議 長 [□□□□関係の案件]
それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

事 務 局 それでは、27番と28番についてご説明いたします。

新規の設定が「1件、1筆、2, 106㎡」、再設定の設定が「1件、1筆、2, 149㎡」、合計「2件、2筆、4, 255㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【□□□□ 入室】

議長 □□□□の案件は承認となりましたので報告します。

[□□□□関係の案件]

議長 それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

事務局 それでは、175番から208番についてご説明いたします。

新規の設定が「32件、65筆、52, 769㎡」、再設定の設定が「2件、3筆、1, 970㎡」、合計「34件、68筆、54, 739㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【□□□□ 入室】

議長 □□□□の案件は承認となりましたので報告します。

[□□□□□□関係の案件]

議長 それでは、□□□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□□□ 退室】

事務局 それでは、245番から300番についてご説明いたします。

新規の設定が「1件、1筆、347㎡」、再設定の設定が「55件、132筆、214, 830㎡」、合計「56件、133筆、215, 177㎡」の計画

となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【□□□□□ 入室】

議長 □□□□□の案件は承認となりましたので報告します。

〔□□□□関係の案件〕

議長 それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

事務局 それでは、315番から344番についてご説明いたします。

新規の設定が「24件、39筆、40、165㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【□□□□ 入室】

議長 □□□□の案件は承認となりましたので報告します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号（P42）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、6月にご審議いただきました新規農家5件の聞き取り調査を、7月2日に実施していただきました。

まず、1番から4番についてです。

当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提

[農地法第5条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月6日から7月10日の間に受け付けたもの39件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P52～P53）を説明する。
[合意による解約等の通知について]

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が1件、使用貸借契約の解約の通知が12件ございました。このうち、利用権に該当するものは6件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。確認をお願いします。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P54）を説明する。
[県許可案件の許可状況について]

県許可案件の許可状況について、6月から7月において6件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各委員 ……。

議長 ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時45分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

飯 塚 祐 樹

(署名委員)

竹 内 光 明
